

厚生労働省群馬労働局発表  
令和4年12月23日

## 【照会先】

群馬労働局労働基準部監督課  
監督課長 小永光邦彦  
地方労働基準監察監督官 岩間 祐央  
電話 027-896-4735

報道関係者 各位

## 改善基準告示の改正に伴い「荷主特別対策チーム」を編成しました ～トラック運転者のための特別チームが発足～

群馬労働局（局長 加藤博人）は、本日、「改善基準告示」（自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（平成元年労働省告示第7号））が改正（適用は令和6年4月1日（参考資料1））されたことを踏まえ、トラック運転者の長時間労働の是正のため、発着荷主等に対して、長時間の荷待ちを発生させないことなどについての要請とその改善に向けた働きかけを行うことを目的とした「荷主特別対策チーム」を編成しました。

道路貨物運送業は、他の業種に比べて長時間労働の実態にあり、過労死等の労災支給決定件数が最も多い業種であることから、トラック運転者の方の長時間労働の是正等の働き方改革を一層積極的に進める必要があります。しかしながら、長時間労働の要因には、取引慣行など個々の事業主の努力だけでは見直すことが困難なものがあるため、「荷主特別対策チーム」が、発着荷主等に対して要請と働きかけを行うこととしました。

群馬労働局では、改正された改善基準告示を広く周知するほか、こうした取組を通じて、トラック運転者の方が健康に働くことができる環境整備に努めてまいります。

### 【荷主特別対策チームの概要】

- **トラック運転者の労働条件の確保・改善に知見を有するメンバーで編成されています**  
「荷主特別対策チーム」は、群馬労働局に新たに任命する荷主特別対策担当官を中心に、トラック運転者の労働条件の確保・改善に知見を有する群馬労働局・労働基準監督署のメンバーにより編成しています（参考資料2）。
- **労働基準監督署が発着荷主等に対して要請します（参考資料3、4） 資料4は添付省略**  
労働基準監督署が、発着荷主等に対し、①長時間の恒常的な荷待ちの改善に努めること、②運送業務の発注担当者に改善基準告示を周知し、トラック運転者がこれを遵守できるよう協力すること、などを要請します。
- **群馬労働局が長時間の荷待ちなどの改善等に向け発着荷主等に働きかけます**  
群馬労働局の荷主特別対策担当官などが、労働基準監督署から要請された事項に発着荷主等が積極的に取り組めるよう、荷待ち時間等の改善に係る好事例の紹介等のアドバイスを行います。
- **長時間の荷待ちに関する情報を収集します**  
厚生労働省ホームページに、「長時間の荷待ちに関する情報メール窓口」（※）を新設し、発着荷主等が長時間の荷待ちを発生させていると疑われる事案などの情報を収集し、その情報を基に、労働基準監督署が要請等を行います。



※URL:[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudouki\\_jun/nimachi.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/nimachi.html)

令和  
6年4月～  
適用



トラック運転者の

事業者の皆さん  
ご確認くださいか？

# 改善基準告示が 改正されます！

自動車運転者の労働時間等の基準が改正されます



## 1年の拘束時間

改正前(年換算)

**3,516時間**

改正後

原則：**3,300時間**

最大：**3,400時間**

## 1か月の拘束時間

改正前(月換算)

原則：**293時間**

最大：**320時間**

改正後

原則：**284時間**

最大：**310時間**

## 1日の休息期間

改正前

継続**8時間**

改正後

継続**11時間**を  
基本とし、継続**9時間**

自動車運転の業務(ドライバー)に年960時間の上限規制が適用されます



# トラック運転者の 「改善基準告示」が改正されます。



令和6年4月より適用予定です。

|             |   |  |
|-------------|---|--|
| 1年、1か月の拘束時間 | <b>1年：3,300時間以内</b><br><b>1か月：284時間以内</b>   | 【例外】労使協定により、次のとおり延長可(①②を満たす必要あり)<br>1年：3,400時間以内<br>1か月：310時間以内(年6か月まで)<br>① 284時間超は連続3か月まで<br>② 1か月の時間外・休日労働時間数が100時間未満となるよう努める |
| 1日の拘束時間     | <b>13時間以内(上限15時間、14時間超は週2回までが目安)</b><br>【例外】宿泊を伴う長距離貨物運送の場合 <sup>(※1)</sup> 、16時間まで延長可(週2回まで)<br>※1：1週間における運行がすべて長距離貨物運送(一の運行の走行距離が450km以上の貨物運送)で、一の運行における休息期間が住所地以外の場所におけるものである場合  |  |
| 1日の休息期間     | <b>継続11時間以上与えるよう努めることを基本とし、9時間を下回らない</b><br>【例外】宿泊を伴う長距離貨物運送の場合 <sup>(※1)</sup> 、継続8時間以上(週2回まで)<br>休息期間のいずれかが9時間を下回る場合は、運行終了後に継続12時間以上の休息期間を与える   |  |
| 運転時間        | <b>2日平均1日：9時間以内      2週平均1週：44時間以内</b>  |  |
| 連続運転時間      | <b>4時間以内</b><br>運転の中断時には、原則として休憩を与える(1回おおむね連続10分以上、合計30分以上)<br><b>10分未満の運転の中断は、3回以上連続しない</b><br>【例外】SA・PA等に駐車できないことにより、やむを得ず4時間を超える場合、4時間30分まで延長可   |  |
| 予期し得ない事象    | 予期し得ない事象への対応時間を、1日の拘束時間、運転時間(2日平均)、連続運転時間から除くことができる <sup>(※2,3)</sup><br>勤務終了後、通常どおりの休息期間(継続11時間以上を基本、9時間を下回らない)を与える<br>※2：予期し得ない事象とは、次の事象をいう。<br>・ 運転中に乗務している車両が予期せず故障したこと<br>・ 運転中に予期せず乗船予定のフェリーが欠航したこと<br>・ 運転中に災害や事故の発生に伴い、道路が封鎖されたこと又は道路が渋滞したこと<br>・ 異常気象(警報発表時)に遭遇し、運転中に正常な運行が困難となったこと<br>※3：運転日報上の記録に加え、客観的な記録(公的機関のHP情報等)が必要。 |  |
| 特例          | <b>分割休息(継続9時間の休息期間を与えることが困難な場合)</b><br>・ 分割休息は1回3時間以上      ・ 休息期間の合計は、2分割：10時間以上、3分割：12時間以上<br>・ 3分割が連続しないよう努める      ・ 一定期間(1か月程度)における全勤務回数(2分の1)が限度  |  |
|             | <b>2人乗務(自動車運転者が同時に1台の自動車に2人以上乗務する場合)</b><br>身体を伸ばして休息できる設備がある場合、拘束時間を20時間まで延長し、休息期間を4時間まで短縮可<br>【例外】設備(車両内ベッド)が※4の要件を満たす場合、次のとおり、拘束時間をさらに延長可<br>・ 拘束時間を24時間まで延長可(ただし、運行終了後、継続11時間以上の休息期間を与えることが必要)<br>・ さらに、8時間以上の仮眠時間を与える場合、拘束時間を28時間まで延長可<br>※4：車両内ベッドが、長さ198cm以上、かつ、幅80cm以上の連続した平面であり、かつ、クッション材等により走行中の路面等からの衝撃が緩和されるものであること       |  |
|             | <b>隔日勤務(業務の必要上やむを得ない場合)</b><br>2暦日の拘束時間は21時間、休息期間は20時間<br>【例外】仮眠施設で夜間4時間以上の仮眠を与える場合、2暦日の拘束時間を24時間まで延長可(2週間に3回まで)<br>2週間の拘束時間は126時間(21時間×6勤務)を超えることができない   |  |
|             | <b>フェリー</b><br>・ フェリー乗船時間は、原則として休息期間(減算後の休息期間は、フェリー下船時刻から勤務終了時刻までの間の時間の2分の1を下回ってはならない)<br>・ フェリー乗船時間が8時間を超える場合、原則としてフェリー下船時刻から次の勤務が開始される  |  |
| 休日労働        | 休日労働は2週間に1回を超えない、休日労働によって拘束時間の上限を超えない   |  |

(注1)改善基準告示とは、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(平成元年労働省告示第7号)をいう。  
 (注2)本表は、令和4年厚生労働省告示第367号による改正後の改善基準告示のほか、関連通達(令和4年基発1223第3号)の内容を含めて作成したもので、令和6年4月1日から適用される。

## 荷主特別対策チームの編成

### (目的)

道路貨物運送業における自動車運転者の長時間労働を是正し、過重労働による健康障害を防止するため、以下のとおり都道府県労働局（以下「局」という。）において「荷主特別対策チーム」を編成する。

### (構成員)

荷主特別対策チームは、①局労働基準部監督課の荷主特別対策担当官及び労働時間管理適正化指導員、②労働基準監督署（以下「署」という。）の労働時間改善指導・援助チームの労働時間相談・支援班の班員（※）により構成する。

※ 平成30年1月から署に編成されている労働基準監督官等による働き方改革の推進に向けた取組を行っている班。

### (実施事項)

- 1 署は、発着荷主及び着荷主並びに道路貨物運送業の元請事業者（以下「発着荷主等」という。）に対して、①長時間の恒常的な荷待ちの改善に努めること、②運送業務の発注担当者に「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」を周知し、トラック運転者がこれを遵守できるよう協力すること等を要請する。
- 2 荷主特別対策担当官は、上記1の要請を受けた発着荷主等が要請事項に積極的に取り組めるよう、労働時間管理適正化指導員に指示し、発着荷主等へ訪問させる。
- 3 労働時間管理適正化指導員は、訪問した発着荷主等に対して、荷待ち時間等の改善に係る好事例の紹介等を行う。
- 4 その他、荷主特別対策担当官が中心となり、管内の荷主団体等への要請に関する調整や荷主等による長時間の恒常的な荷待ちに関する情報の地方運輸機関に対する通報を含む連絡調整等を行う。

# 労働基準監督署による荷主等への要請について（トラック）

## 労働基準監督署による要請（新規）

- ▶ **荷主・元請運送事業者に対し、労働基準監督署から配慮を要請**  
（要請の内容）長時間の恒常的な荷待ち時間を発生させないように努めること。  
運送業務の発注担当者に改善基準告示を周知すること。
- ▶ 対象企業選定にあたり、**省内HPや立入調査時に収集した情報**を活用 ⇒ **国土交通省にも情報提供**

### 立入調査時に情報収集



運送業者



### 省内HPにおいて情報収集

情報提供（拡充）

働きかけに活用

国土交通省

荷主への要請（新規）



法に基づく「働きかけ」等

- ※ 荷主への働きかけ等の実施に当たり、厚生労働省から提供された情報も活用
- ※ 国土交通省において、さらなる働きかけ等の実施のため、地方適正化事業実施機関が行う巡回指導時の情報収集を周知徹底（本年4月措置済）

報道関係者 各位

令和5年10月6日

【照会先】

労働基準局 監督課

課長

竹野 佑喜

副主任中央労働基準監察監督官 小川 裕由

(代表電話)03(5253)1111 (内線 5427)

(直通電話)03(3502)5308

## 「荷主特別対策担当官」は「トラックGメン」による 発着荷主等に対する「働きかけ」等に参加します ～「トラックGメン」設置に伴う国土交通省との連携強化～

厚生労働省は、令和4年12月23日に都道府県労働局において「荷主特別対策チーム」を編成し、「荷主特別対策担当官」を中心に、トラック運転者の方の長時間労働の是正のため、発着荷主等に対して、長時間の荷待ちを発生させないことなどについての要請とその改善に向けた働きかけを行っています。

一方、国土交通省では、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号。以下「トラック法」といいます。）に基づく発着荷主等への「働きかけ」等が行われてきたところですが、新たに本省・地方運輸局・運輸支局に「トラックGメン」が設置され、発着荷主等への監視体制の緊急強化が図られました。

厚生労働省では、トラックGメンの設置に伴い、国土交通省との連携を強化し、トラック運転者の労働条件の改善と取引環境の適正化に努めてまいります。

### 【トラックGメンの設置に伴う国土交通省との連携強化の概要】

#### ■ 発着荷主等の情報を国土交通省に提供します

トラックGメンによる働きかけ等の対象選定に活用されるよう、厚生労働省ホームページ「長時間の荷待ちに関する情報メール窓口」に寄せられた発着荷主等の情報や労働基準監督署が監督指導時に把握した情報に加え、労働基準監督署が要請を実施した発着荷主等の情報を、広く国土交通省に提供します。

#### ■ 「荷主特別対策担当官」が、トラックGメンによる「働きかけ」等に参加します

地方運輸局・運輸支局のトラックGメンが、長時間の恒常的な荷待ちを発生させていること等が疑われる発着荷主等に対して実施する働きかけ等に、荷主特別対策担当官も参加します。

#### ■ 労働基準監督署は、発着荷主等への要請の際、「標準的な運賃」も周知します

労働基準監督署が、発着荷主等に対する要請の際、標準的な運賃(※)も併せて周知します。

※トラックドライバーの労働条件を改善し、ドライバー不足の解消を図り、安定した輸送力を確保するため、法令を遵守して持続的に事業を行ううえで参考となる運賃を国が示したものです。

(別紙1) 「トラックGメン」設置に伴う国土交通省との連携強化

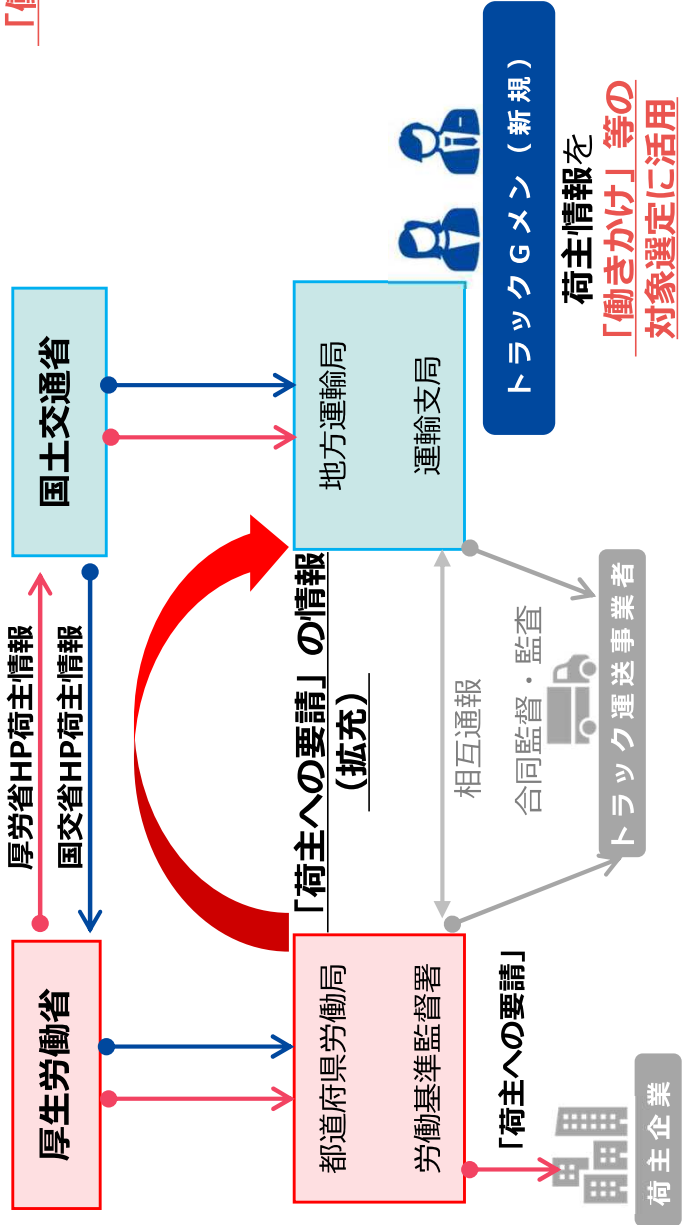
(別紙2) 発着荷主等に対する要請時に配布するリーフレット「STOP! 長時間の荷待ち」

# 「トラックGメン」設置に伴う国土交通省との連携強化（令和5年10月～）

## ① 荷主情報提供の運用強化

現行の国土交通省への荷主情報提供に加え、

- 荷待ちを発生させている疑いがあることを労働基準監督署が把握し、「荷主への要請」を実施した荷主の情報を、広く国土交通省に提供し、「トラックGメン」による「働きかけ」等の対象選定に活用



## ③ 「標準的な運賃」の周知強化

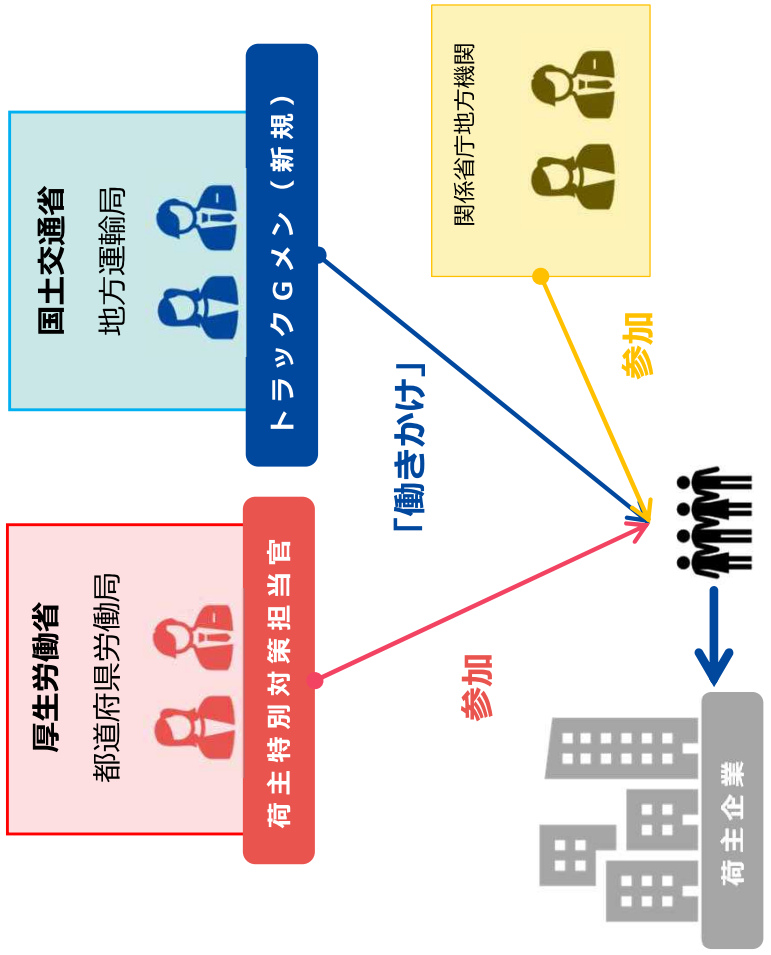
労働基準監督署が実施している「荷主への要請」の際、

- トラック法に基づく「標準的な運賃」も周知

## ② トラック法に基づく「働きかけ」の連携強化

荷主企業に対し、新たに、

- 国土交通省のトラックGメン+関係省庁が連携して、トラック運送事業者への配慮を「働きかけ」
- 長時間の恒常的な荷待ちを発生させていること等が疑われる事案については、都道府県労働局の「荷主特別対策担当官」も「働きかけ」に参加





# STOP! 長時間の荷待ち

- 長時間の恒常的な荷待ちは、  
**自動車運転者の長時間労働の要因**  
となります。
- 物流を支える自動車運転者の健康のためにも  
**長時間の荷待ちの改善**に向けて  
ご理解とご協力をお願いします。
- トラック運送事業者とも相談し、  
ぜひ**前向きに検討**をお願いします。





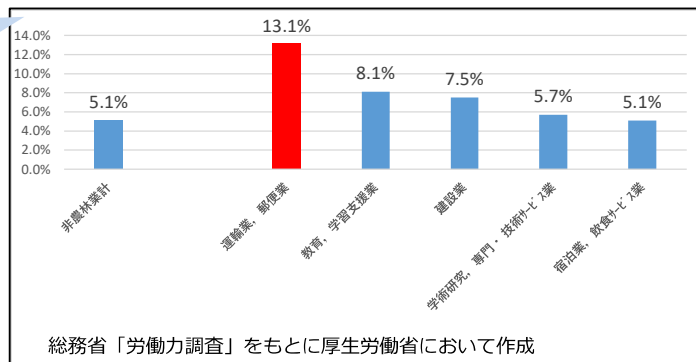
# 道路貨物運送業の実態

**⚠ 他の業種に比べて長時間労働、過労死等の労災支給決定件数が最多**

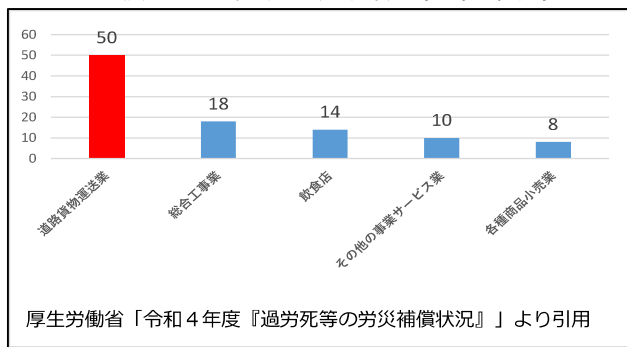
道路貨物運送業は、他の業種に比べて長時間労働の実態にあります

月末1週間の就業時間が60時間以上の雇用者の割合※（上位業種）

※ 雇用者のうち、休業者を除いた者の総数に占める割合



脳・心臓疾患の支給決定件数（上位業種）



過労死等の労災支給決定件数も最も多い業種です

このような状況もあって、改善基準告示※が定められており道路貨物運送業はこれを遵守しなければなりません

※自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（平成元年労働省告示第7号）  
トラック運転者の拘束時間などを定めたもの。



しかし、長時間労働の要因には昔からの取引慣行など事業主の努力だけでは見直しが困難なものもあります

## 社会インフラである「物流」の現状

**⚠ このままでは国民生活や経済活動を支える社会インフラの維持が困難**



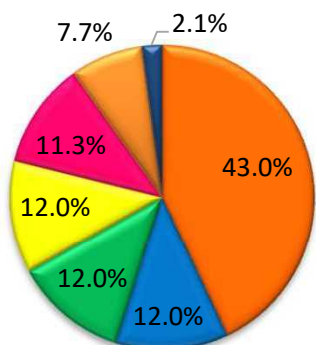
国民生活や経済活動に不可欠な社会インフラである「物流」

担い手不足の深刻化や荷待ち時間の非効率の発生などにより危機的状況との指摘もあります



国土交通省による「働きかけ」等における違反原因行為の割合（R5.7.31時点）

- 長時間の荷待ち
- 依頼になかった附帯業務
- 運賃・料金の不当な据置き
- 過積載運行の要求
- 無理な配送依頼
- 拘束時間超過
- 異常気象時の運行指示



国土交通省は違反原因行為※が疑われる荷主に「働きかけ」等を行っています

※ 貨物自動車運送事業法等の違反の原因となるおそれのある行為

「働きかけ」の中で荷主都合による長時間の荷待ちが約半数を占めています

## 1 長時間の恒常的な荷待ちを改善しましょう

トラック運転者の長時間労働や過労の要因となるため、**長時間の荷待ちを発生させないよう努めましょう。**

### 取り組み例

- ・納品時間の指定を柔軟にする
- ・納品を特定の曜日・時間帯に集中させない
- ・積込場所を分散し1か所当たりの車両台数を減らす
- ・パレットを用いるなどで荷役作業の時間を短縮する
- ・注文からお届けまでの期間に余裕をもたせる



「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」  
(厚生労働省・国土交通省・公益社団法人  
全日本トラック協会 (2019/08))

## 2 改善基準告示を発注担当者へ周知しましょう

発注担当者にも改善基準告示を知ってもらい、**トラック運転者が告示を守れる着時刻などを設定しましょう。**  
また、改善基準告示に違反して**安全な運転を確保できないような発注を行うことはやめましょう。**



改善基準告示の内容は、最寄りの労働基準監督署や裏面の労働時間管理適正化指導員へお問い合わせください。

## 3 事前通知のない荷役作業の依頼はやめましょう

トラック運転者に**事前通知なく荷役作業を行わせてはいけません。**  
労働災害防止のため、トラック運転者に**荷役作業をお願いする場合でも、事前によく相談して決めましょう。**



「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」

## トラック輸送の「標準的な運賃」に、ご理解・ご協力をお願いいたします

「標準的な運賃」とは、トラックドライバーの労働条件を改善し、ドライバー不足の解消を図り、安定した輸送力を確保するため、法令を遵守して**持続的に事業を行ううえで参考となる運賃**を国が示したものです。



持続可能な物流を実現するため、荷主の皆様、「標準的な運賃」の趣旨をご理解いただき、ご協力くださますようお願いいたします。



国土交通省「トラック輸送の「標準的な運賃」が定められました」

# 「荷主」って誰のこと？



当社は商品を受け取るだけなので関係ないですね。

**荷物の受け取り先**



大きい会社のことかな。うちは小さいから関係ないはずね。

**中小企業**



いえいえ。  
**荷主というのは、荷物の出し手である発荷主だけでなく、荷物の受け取り手である着荷主も該当します。**  
また、**会社の規模など関係ありません。**  
皆さんの行動も、トラックドライバーの方の長時間労働の削減のためにとっても大切です。

## お問い合わせ

荷待ち時間の見直しに当たっては、都道府県労働局労働基準部監督課の「労働時間管理適正化指導員」にご相談ください。ご希望があれば、個別に訪問して、取組事例やメリットなどをご説明いたします。

| 労働局 | 電話番号         | 労働局 | 電話番号         | 労働局 | 電話番号         |
|-----|--------------|-----|--------------|-----|--------------|
| 北海道 | 011-709-2057 | 石川  | 076-265-4423 | 岡山  | 086-225-2015 |
| 青森  | 017-734-4112 | 福井  | 0776-22-2652 | 広島  | 082-221-9242 |
| 岩手  | 019-604-3006 | 山梨  | 055-225-2853 | 山口  | 083-995-0370 |
| 宮城  | 022-299-8838 | 長野  | 026-223-0553 | 徳島  | 088-652-9163 |
| 秋田  | 018-862-6682 | 岐阜  | 058-245-8102 | 香川  | 087-811-8918 |
| 山形  | 023-624-8222 | 静岡  | 054-254-6352 | 愛媛  | 089-935-5203 |
| 福島  | 024-536-4602 | 愛知  | 052-972-0253 | 高知  | 088-885-6022 |
| 茨城  | 029-224-6214 | 三重  | 059-226-2106 | 福岡  | 092-411-4862 |
| 栃木  | 028-634-9115 | 滋賀  | 077-522-6649 | 佐賀  | 0952-32-7169 |
| 群馬  | 027-896-4735 | 京都  | 075-241-3214 | 長崎  | 095-801-0030 |
| 埼玉  | 048-600-6204 | 大阪  | 06-6949-6490 | 熊本  | 096-355-3181 |
| 千葉  | 043-221-2304 | 兵庫  | 078-367-9151 | 大分  | 097-536-3212 |
| 東京  | 03-3512-1612 | 奈良  | 0742-32-0204 | 宮崎  | 0985-38-8834 |
| 神奈川 | 045-211-7351 | 和歌山 | 073-488-1150 | 鹿児島 | 099-223-8277 |
| 新潟  | 025-288-3503 | 鳥取  | 0857-29-1703 | 沖縄  | 098-868-4303 |
| 富山  | 076-432-2730 | 島根  | 0852-31-1156 |     |              |

トラック運送  
事業者の  
みなさまへ



発着荷主の  
みなさまへ

# トラック運転者の長時間労働改善 特別相談センター

トラック運転者の長時間労働の改善に向けて、労務管理上の改善、荷主と運送事業者の協力による作業環境の改善等を図るためのご相談を無料でお受けします。

2024年問題  
とはなに？  
どのような  
対応が必要？

荷主の立場で  
できる改善は？

ドライバーの  
運転時間に  
限度があったの？

荷待ち時間の削減を、  
どう進めればいいのか？

こんな困りごとなど、  
ご相談ください！

トラック運転者の長時間労働改善特別相談センター

ご相談は専用 Web サイトの問合せフォームかフリーダイヤルから  
ご利用時間：9：00～17：00、休日：土日祝、12/29～1/3

東日本 0120-763-420・西日本 0120-625-109



相談  
無料

厚生労働省 令和5年度 自動車運転者の労働時間改善に向けた荷主等への対策事業

お問合せ先 受託者：株式会社富士通総研 東京都大田区新蒲田1丁目17-25 MAIL fri-a-external@ml.jp.fujitsu.com



# ご相談方法は……



## ご相談方法①



ポータルサイト  
相談専用ページから

役立つサポート情報も！

## ご相談方法②



フリーダイヤル  
東日本 0120-763-420  
西日本 0120-625-109

※ご利用時間：9～17時（12～13時は休憩）  
休日：土日祝、12/29～1/3

もっと詳しく相談したい！



オンライン  
相談

オンラインによる  
ご相談

詳しいご相談を職場から  
お気軽に！



コンサルタントの  
訪問

労務管理・物流改善の  
専門家がお伺いします！

## トラック運転者の長時間労働の改善に向けた情報は下記専用ポータルサイトへ 自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト

※トラック運転者特設ページをご覧ください

ポータルサイトでは、こんな  
情報を掲載しています

**NEW** 「改善ハンドブック」  
「トラック運転者の改善事例」

時間外労働の上限規制や、改正改善基準告示のポイントを学ぶためのハンドブックと長時間労働改善のための取組事例

「簡単自己診断」

問題点・解決施策・メリットを確認できる荷主の皆さまとトラック運送事業者の皆さまに向けた自己診断ツール

「情報いろいろ宝箱」

トラック運転者の長時間労働を是正するための動画教材や、取組事例、ガイドラインなど様々なツール集

「トラック運転者の仕事を知ってみよう」

統計、動画、写真や生の声などさまざまな角度から、トラック運転者の仕事について取りまとめた資料集

トラック運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト  
<https://driver-roudou-jikan.mhlw.go.jp/truck>

トラックポータル

